

第 1 章 計画策定の考え方

第1章 計画策定の考え方

第1章 計画策定の考え方

1 計画の目的



我が国では、少子高齢化が進行し続ける中、人口減少社会に移行しており、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。女性の社会進出を後押しする施策も増える中、多様な働き方を選択できる社会を実現できるしていく働き方改革も進められていますが、子育て世帯においてワークライフバランスを実現することは容易ではありません。このような中、子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切です。

平成 27 年 4 月に開始された「子ども・子育て支援新制度」では、保護者が子育ての第一義的責任を有する基本的認識の下に、子育てを社会全体で支援していけるよう、幼児期の教育や保育などの量の拡充や質の向上を図ることとしており、文京区においても制度の推進に取り組んでいるところです。

この制度の根拠である「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村が“教育・保育”と“地域子ども・子育て支援事業”の提供体制を確保するとともに、同法に基づく業務を円滑に実施するための計画として、国が定めた指針に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが規定されています。

また、同時期には、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間延長されました。

これらを踏まえ、文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の 1 つとして「子育て支援計画」（平成 27 年度～31 年度）を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を内包し、一体的な計画としています。

この計画期間中、認可保育所・小規模保育事業等の大幅な拡充、育成室の整備を進め、待機児童解消に努めてきましたが、今後、量的拡充のみならず質の確保が課題となっております。

また、計画初年度の平成 27 年度には、新しい教育センターと青少年プラザ（b-lab）、文京総合福祉センターを開設し、児童発達支援センターの設置、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトや子どもショートステイ・トワイライトステイ等の新規事業の立ち上げなど

各種サービスを開始しており、実績の増加に対応しつつ、運用上の改善を図ってまいりました。同じく平成 27 年度から文京区版ネウボウ事業を開始したことにより、切れ目ない支援に取り組んでおり、子ども家庭支援センターや教育センターなどの関係機関との連携を深めています。

そして、この計画期間中には、子どもに関する様々な制度変化もありました。平成 28 年 6 月の児童福祉法の改正では、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、本区においても開設に向けた準備を進めております。また、令和元年 6 月には、児童虐待防止の強化を図るため関連法が改正されました。このほか、令和元年には、5 年目を迎えた子どもの貧困対策に関する大綱が見直されています。

このほか、社会全体では、SDG s¹への取り組みが求められており、未来を生きていく子どもたちにとって、大切な視点となっています。

また、文京区では、年少人口と子育て世帯が増え続け、しばらくこの傾向が続くものと見込んでいます。全国の動向のみならず、文京区独自の傾向を把握していくことも重要となっています。

このような状況下、子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）」（令和 2 年度～6 年度）を策定します。子どもたちの輝く未来をつなぐため、この計画に基づき、子どもの最善の利益を守れるよう、文京区の特性を反映した子育て支援施策を推進してまいります。

¹ SDG s 持続可能な社会の構築に向け、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015 年 9 月の国連総会において採択された考え方。「持続可能な開発目標（SDG s）」として、17 のゴール 169 のターゲットが設定されています。文京区では「(仮称) 文の京総合戦略」において、この考え方を取り入れています。

子どもの最善の利益とは？

「子どもの最善の利益」とは、子どもの権利条約第3条第1項に規定された概念です。条約では「子どもに関わる全ての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関又は立法機関によってなされたかどうかに関わらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」とされています。

この概念は、条約で認められている子どもの権利の保障と、子どもの全体的な発達の双方の確保を目的としており、いかなる権利についても子どもの最善の利益を大人が消極的に判断してはならないとされています。

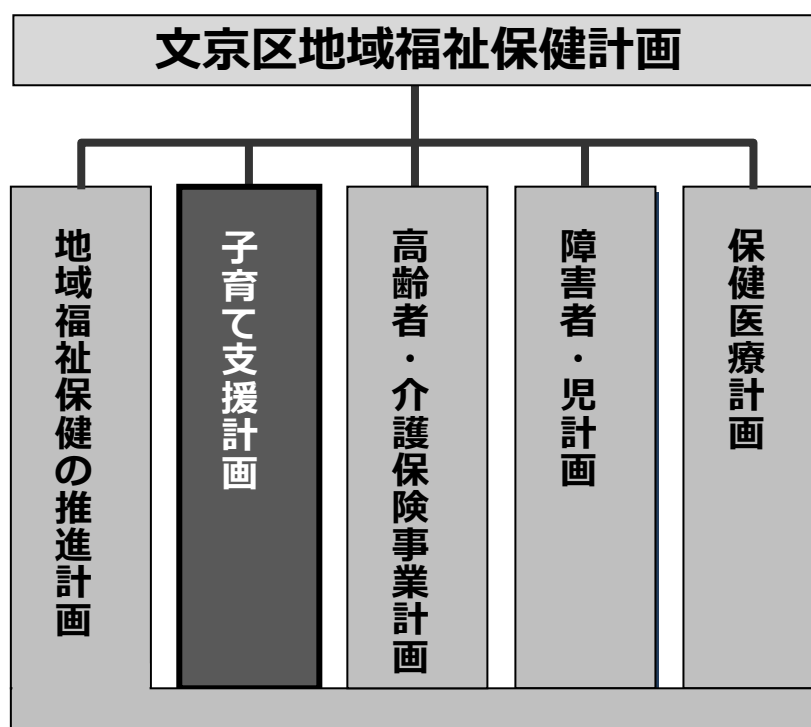
全ての活動の内容は、「子どもの最善の利益」に合致することが要請されます。本計画も子ども・子育て会議などの場で、この原則に則り、検討・評価を重ねた上で、策定しています。

2 計画の性格・構成

- 本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく文京区の行動計画としての性格も併せもつものです。
- また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画としての性格も併せもつものです。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	

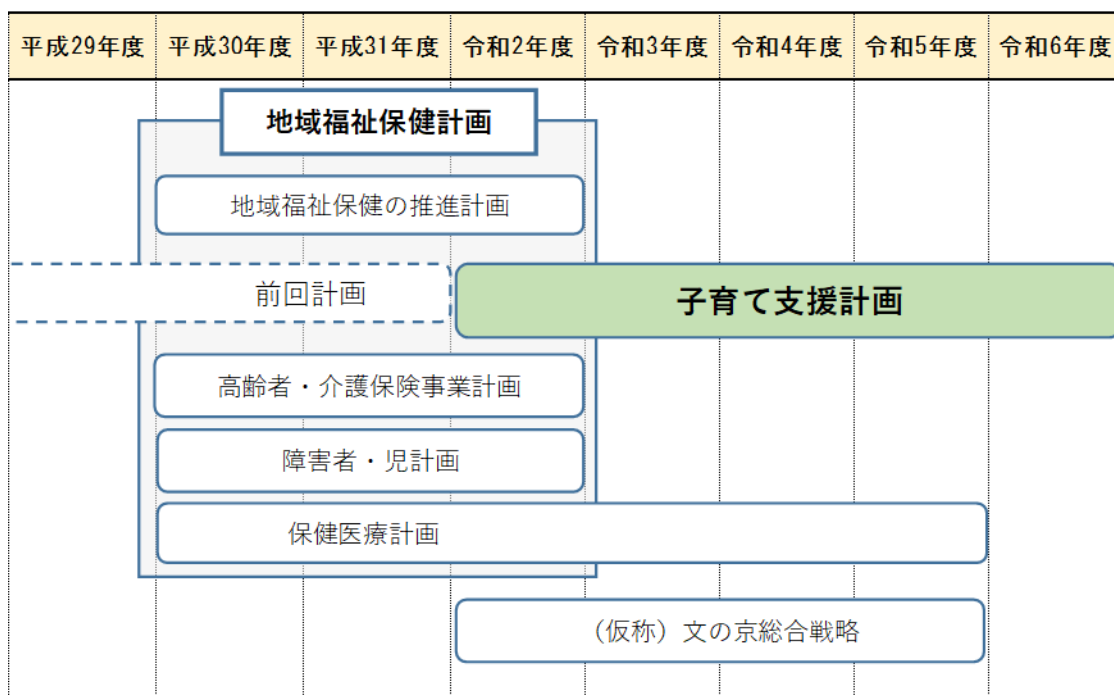
- 分野別計画は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや、地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5分野で構成しています。



3 計画の期間



- 本計画は、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とします。



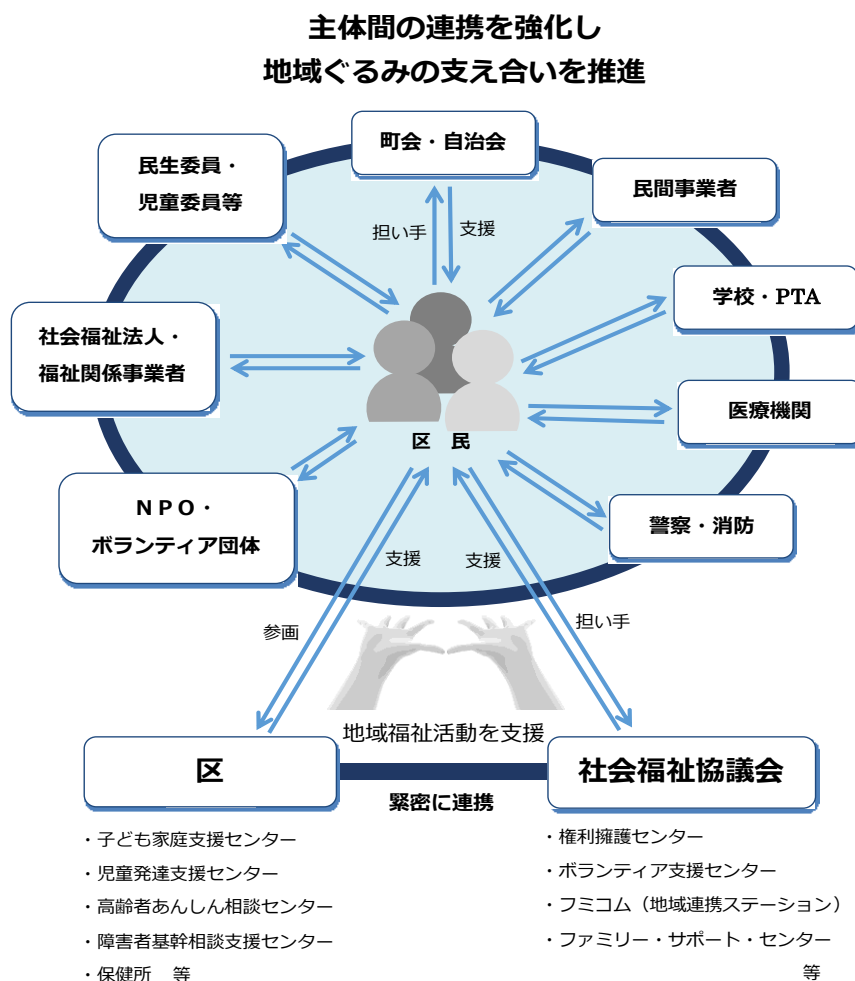
4 計画の推進に向けて

(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 4 地域の皆さんの交流の場づくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティア支援センター）
- 6 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援
（地域連携ステーション）
- 7 福祉サービス利用援助事業
- 8 成年後見制度利用支援
- 9 災害ボランティア体制の整備
- 10 高齢者等への日常生活支援（いきいきサービス）
- 11 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

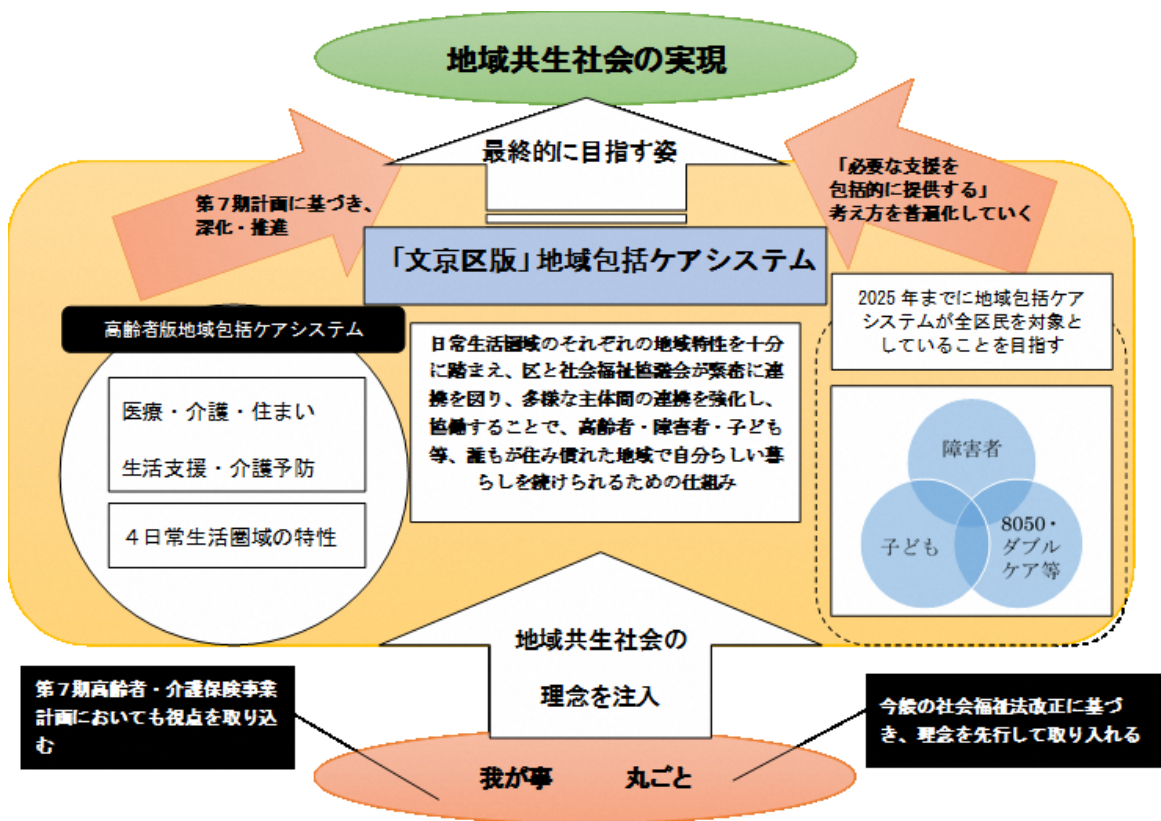
地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

(2) 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

第7期高齢者・介護保険事業計画に基づき、高齢者版地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、ヤングケアラー²など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組みについて不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」³の実現を目指します。



² ヤングケアラー 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

³ 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会。

(3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行ってまいります。

前計画（平成27年度～平成31年度）の進捗状況について

前計画において、進行管理した計画事業の進捗状況の主な内容は、次のとおりです。

1 子どもの健やかな成長

妊娠・出産への支援としては、平成27年度より文京区版ネウボラ事業を開始し、妊婦全数面接（ネウボラ面接）の面接率の向上により、事業周知と理解が進み、産後ケア事業等の早期支援へとつなげている。

児童虐待防止策の充実としては、要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関相互の連携を図り、情報共有・状況把握に努めた。また、小・中学生用冊子を作成し、相談窓口の周知を図った。

障害児施策の充実としては、総合相談事業における療育相談、児童発達支援・放課後等デイサービスを新たな教育センター（平成27年開設）内にて開始。関係機関と連携しながら、専門的な相談や訓練を実施した。また、全ての子どもの健やかな育ちのため、平成29年度より文京版スターティング・ストロング・プロジェクトを開始し、専門家チームが幼稚園、保育園、児童館等を訪問し、専門的発達支援を行った。

2 子どもの生きる力、豊かな心の育成

青少年の健全育成としては、放課後全児童向け事業を順次拡大し、令和元年5月をもって区立小学校全校実施となった。また、中高生の居場所として平成27年に開設したb-labは、中高生が企画段階から参加する事業や区立中学校での出張b-lab授業、広報誌・web媒体での広報活動に取り組み、目標値を超える来館となった。

学校施設の整備としては、誠之・明化・柳町小学校の改築に向け準備を進めた。

特別支援教育の充実としては、区立小・中学校において指名される特別支援教育コーディネーターを中心に、自校の課題解決のための研修を実施し、教職員等のスキル向上を図った。また、令和元年度に小学校特別支援教室の拠点校を2校から8校に拡大した。

3 地域における子育て支援

地域との協働・活動支援としては、子育てサポーター制度を見直し、受講者がファミリー・サポート・センター事業の提供会員や地域子育て支援拠点の従事者等の担い手となるよう工夫した。また、ファミリー・サポート・センター事業では、提供会員にアンケートを実施し、効率的なマッチングを検討した結果、目標を上回る活動件数となった。

4 すべての子育て家庭への支援

保育の充実としては、子ども・子育て支援事業計画のニーズ量と確保方策を適宜見直した結果、私立認可保育所、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育等）を大幅に拡充した。区立幼稚園では、預かり保育の減免制度の導入、認定こども園化の決定（4園）を行った。また、育成室の整備を進めるとともに、都型学童クラブを誘致し、運営が開始された。さらに、地域子育て支援拠点を運営する地域団体を公募し、開設した。このほか、子どもショートステイ・トワイライトステイ、キッズルームかごまち、子育てひろば江戸川橋の新設、子育て訪問支援券や訪問型病児・病後児保育利用料助成制度等の新規事業を開始し、子育て支援サービスの充実を図った。

子育て情報提供の充実としては、子育てガイド電子ブック版を導入し、利便性が向上した。

障害のある子どもの家庭への支援としては、平成27年度に開設した文京総合福祉センター内の障害者支援施設において、短期入所・日中短期入所事業を開始し、支援体制の充実を図った。また、文京藤の木荘において、短期保護事業を実施し、介護にあたる家族等の介護負担の軽減を図った。

5 子どもを守る安全・安心なまちづくり

青少年のための地域環境整備としては、毎年7月の強調月間に広報啓発活動等を実施し、非行防止と更生保護の啓発を図った。

児童の安全の確保としては、区立小学校PTAの協力により子ども110番協力者名簿を作成し、小学校・PTA・警察で名簿を共有するとともに、新規協力者の募集を行い、充実に努めた。